

	松江市ふるさと奨学金の概要	
出願資格	次の1～5をすべて満たし、かつ、6又は7に該当すること 1. 高等学校、高等専門学校、大学（短大を含む。以下同じ。）、専修学校（高等課程・専門課程）に新入学又は既に在学する人 2. 学校卒業後松江市内に居住する意思を持つ人 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住していること 4. 経済的な理由により修学が困難な人 5. 出身学校長又は在学学校長が推薦する人 6. 高等学校、高等専門学校、専修学校にあっては、人物が良好で、勉学意欲を有する人 7. 大学にあっては、人物及び学業成績が良好な人	
貸与額	高等学校	月額 23,000 円
	高等専門学校	月額 24,000 円
	大学（自宅通学）	月額 43,000 円
	大学（自宅外通学）	月額 47,000 円
	専修学校	月額 47,000 円
利 子	無利子	
貸与期間	令和7年4月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで	
貸与方法	年2回に分けて貸与	
返還期間	貸与が終了した月の翌月から数えて13ヶ月を経過した月から、次に定める期間 ※ 定める期間より短期で返還（繰上返還）する場合は返還免除の対象外になります。	
	高等学校・高等専門学校	貸与期間の2倍の期間
	大学・専修学校	貸与期間の3倍の期間
返還方法	年賦・半年賦・月賦均等から選択	
返還免除	奨学金を返還すべき年度の前年度（4月1日～3月31日の期間）に、松江市に居住し続けた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除します。 <u>ただし、以下の1～4のいずれかに該当する人は返還免除の対象になりません。</u> 1. ①奨学生として決定を受けた年度において、在学中の学校に進学する前に通っていた学校を卒業後5年以上経過しており、かつ、②奨学生として決定を受ける前年度まで5年以上継続して松江市内に居住していた人 2. 繰上返還を行った人 3. 返還年度の前年度までの市税を滞納している人 4. 返還すべきふるさと奨学金がある場合で、当該ふるさと奨学金を返還していない場合	
併願併給	「松江市ふるさと奨学金」は、「他の奨学金」と重複して奨学金を受けることができます。 ただし、他の奨学金の中には、重複受給を認めない場合もありますので、ご注意ください。	
休止廃止	奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸与を休止します。 また、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。 1. 退学したとき 2. 操行不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住しなくなったとき 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住しなくなったとき 4. 奨学金の貸与を辞退したとき 5. 奨学金を必要としないと認められるとき	